

鳥取県内のハローワークで雇用保険を受給中の皆様へ

雇用保険失業認定日の特例措置について

今般、高齡（60歳以上）であること、基礎疾患を有すること及び妊娠中である受給者の方については、当面の間、郵送による失業認定手続きを実施することといたしました。

なお、指定されている失業認定日に来所いただき失業認定手続きを行うことも可能です。

※今回の変更は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、期間を限定した取扱いとなりますのでご了承願います

※上記の方以外については、ハローワークへ来所のうえ、失業認定を受ける必要があります。

【郵送による証明認定】

指定されている失業認定日当日から7日以内に「雇用保険受給資格者証」と「失業認定申告書」・「本人宛返信用封筒」等必要書類をハローワークに郵送し失業の認定を受けてください。

※失業認定申告書の備考欄に「高齡であることから/基礎疾患を有することから/妊娠中であることから、新型コロナウイルス感染防止のため安定所に来所困難」と必ず記載してください。

※具体的な手続きについては、管轄のハローワークにご相談ください。



鳥取労働局・ハローワーク

2020年9月28日